

## ●広瀬川浄化センターの流入水及び放流水の水質検査結果(平成30年度～令和4年度)

### 1) 水質検査結果(主要項目)

水質汚濁防止法に基づくカドミウム等有害項目及び生活環境に係る項目並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類は、すべて排出水の水質基準を満たしています。

生物化学的酸素要求量(BOD)は、浄化センターの設備工事に伴い施設の使用が制限されたため、一時的に下水道法に基づく放流水質の技術上の基準(3mg/L以下)を超えてしまいました(平成31年2月7日:3.4mg/L)。この日を除くBOD及びその他項目については下水道法に基づく放流水質の技術上の基準を満たしています。

検査項目	年度	流入水	放流水	水質汚濁防止法に基づく排水基準	下水道法に基づく放流水質の技術上の基準
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	30	270	1.2	160 日間平均120	3以下
	元	230	1.1		
	2	220	1.3		
	3	220	1.3		
	4	230	1.1		
浮遊物質(SS) (mg/L)	30	280	0.5未満	200 日間平均150	40以下 (5以下*)
	元	230	0.5未満		
	2	190	0.5未満		
	3	180	0.5未満		
	4	190	0.5未満		
総窒素 (mg/L)	30	39	2.1	-	-
	元	37	3.1		
	2	35	2.8		
	3	36	2.9		
	4	36	3.1		
総燐 (mg/L)	30	5.3	1.7	-	-
	元	4.8	2.3		
	2	4.3	2.2		
	3	3.8	1.7		
	4	4.2	2.2		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	30	0.82	0.00030	-	-
	元	0.021	0.00021		
	2	0.075	0.00013		
	3	0.024	0.00012		
	4	0.067	0.00011		

\* ( ) 内は計画放流水質(計画値)で運転管理上の目標値。

(注1) 数値:年間平均値(ダイオキシン類を除く)。

(注2) 平均値:定量下限値未満の数値が含まれる場合は、その値を「定量下限値×1/2」として算出。

(注3) ダイオキシン類:年1回の測定値。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準は10pg-TEQ/L。

### 2) 放流水質主要項目の経年変化

